

《2号機の定期事業者検査の一部様子を紹介します》

2号機は、1月14日1時00分に発電を停止し、現在、第12回定期事業者検査を実施しています。

定期事業者検査は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、発電用原子炉施設に対して定期的に実施するもので、技術上の基準に適合しているか、次の点検までの間その設備が技術上の基準に適合している状態を維持できるかどうかを確認するために行うものです。検査期間は約5カ月間の予定です。

今回は、その一部様子について写真とともに紹介します。引き続き安全確保を最優先に、検査や工事に取り組んでまいります。

燃料集合体の取替え

560体ある燃料集合体について、新燃料との取替え要否を評価し、取替えを実施します。燃料交換のため、1月19日から28日にかけて原子炉から使用済燃料プールへ燃料集合体を移動しました。



燃料交換機を使用した燃料集合体の移動



水中で燃料集合体を移動する様子
(青白く光っているのは放射線が水を通る際に起こるチェレンコフ現象によるもの)

制御棒駆動機構の点検

137本ある制御棒を駆動させる機構のうち、点検・取替え対象の20本を取り外したうえで、14本を分解点検し、残りの6本を予備品と取替えています。



制御棒駆動機構の分解点検



分解後の部品

復水器細管の点検

約27,000本ある復水器細管全数について、傷などがいないか、健全性を確認する点検を行ったうえで、必要に応じて補修を実施しています。



復水器細管の内部の点検



細管内部の健全性を測定器で確認

配管減肉に係る検査

原子炉系およびタービン系の配管約170箇所について、超音波で配管の厚さを測定する機器を用いた肉厚測定検査を実施しています。



超音波を確実に伝えるため、配管にジェルを塗る様子



超音波厚さ測定器による配管の肉厚測定

《使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に係る「設計及び工事計画認可」を申請しました》

2月6日、当社は2号機における使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に係る「設計及び工事計画認可申請書※」を、原子力規制委員会へ提出しました。

今回の申請は使用済燃料乾式貯蔵施設のうち、使用済燃料乾式貯蔵建屋第1棟と使用済燃料乾式貯蔵容器6基の詳細設計に関するものです。

なお、本施設の概要については発電所だより2025年6月号でもお知らせしています。

今後とも、原子力規制委員会の審査に適切に対応していくとともに、地域の皆さまからご理解をいただけるよう、分かりやすく丁寧な情報発信に努めてまいります。

※ 使用済燃料乾式貯蔵施設の詳細設計等が、原子力規制委員会より許可いただいた原子炉設置変更許可の基本方針や基本設計に基づいた内容になっているかについて、審査および認可を受けるための申請。

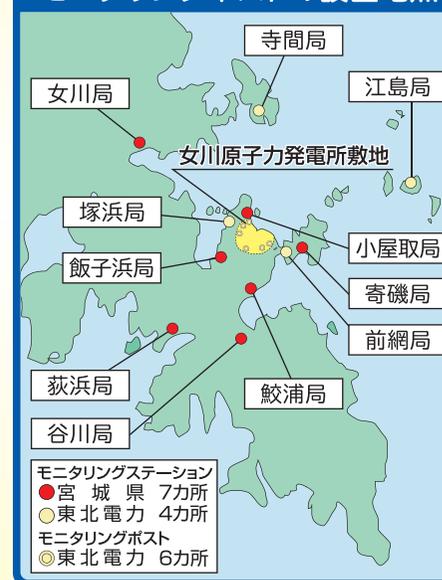
発電所だより
6月号は
こちらを
ご確認ください



《発電所周辺の放射線量は安定しています》

女川原子力発電所周辺の放射線はモニタリングステーション※1やモニタリングポストで測定・監視しており、その測定値は宮城県および当社ホームページで公開しています。2026年2月の測定結果は以下のとおりで、発電所周辺の放射線量は安定しており、発電所の運転による有意な変化はなく、環境への影響はありません。

モニタリングステーションとモニタリングポストの設置地点



2026年2月のモニタリングステーションとモニタリングポストの測定結果(速報値)※2



※1 モニタリングステーションは環境放射線に加えて気象データを測定しています。
 ※2 モニタリングポストの測定値は、検出器の種類が異なるため、宇宙線(宇宙空間を飛び交う高エネルギーの放射線)の影響分が含まれないことから、モニタリングステーションの測定値より20~40ナノグレイ/時程度低い測定値となっています。



2/28開催 《フラワーアレンジワークショップを開催しました》

2月28日、女川原子力PRセンターでは、地域の方々を対象に、女川町内の『ふらわ〜しょっぷ花友』から講師を迎えてフラワーアレンジワークショップを開催しました。

ワークショップには午前・午後併せて11名が参加し、ドライフラワーなどをあしらった「ほうきスワッグ」を作りました。

参加者からは、「素材をきれいに配置するのが難しかった」「可愛くできたので家に飾りたい」などの感想が寄せられました。

今後も地域の皆さまにお楽しみいただけるイベントを企画・開催してまいります。



レクチャーを受ける参加者



完成した「ほうきスワッグ」

東通原子力発電所の防護設備の性能試験等の未実施及び不適切な試験記録等作成について(2025年12月号からの続報)

昨年12月にお知らせいたしました東通原子力発電所の防護設備に関する不適切事案について、当社は、根本原因分析の結果や改善措置活動の計画を取りまとめ、2月18日に原子力規制庁に報告しました。

東通原子力発電所では、直接原因の分析とそれに基づく対策は昨年9月末までに既に講じておりますが、さらなる改善措置の検討に向けて、背景要因を分析し、以下の3つの根本的な原因を特定しました。

- ・PDCAを適切に回すための問い直す意識の弱さ
- ・核物質防護業務の重要性に対する認識不足
- ・現場に対する本店や発電所幹部の関与不足

また、根本的な原因に対する改善措置に加え、内部統制やガバナンス、安全文化、核セキュリティ文化の観点から明らかになった課題についても、必要な改善措置を策定しました。

これら改善措置の妥当性は、社外の弁護士などの独立した第三者で構成する「独立検証委員会」に評価いただくとともに、同委員会からの提言も踏まえ、最終的に計19項目の改善措置を策定しました。

女川原子力発電所においては、同様の事案は確認されておりませんが、今回策定された改善措置を水平展開し、核物質防護業務のさらなる業務品質向上に努めてまいります。

改善措置の概要はこちらを
ご確認ください

